

平成23年度

年 次 報 告

公害等調整委員会

この報告書は、公害等調整委員会設置法（昭和 47 年法律第 52 号）第 17 条の規定に基づき、公害等調整委員会の平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）の所掌事務の処理状況を国会に対して報告するものである。

第1章 公害紛争等の処理状況

1 平成23年度の公害紛争の処理状況

平成23年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された38件（調停事件1件、裁定事件37件（責任裁定事件20件、原因裁定事件17件））と、23年度に新たに受け付けた29件（調停事件5件、裁定事件24件（責任裁定事件13件、原因裁定事件11件））の計67件である。このうち、22件が23年度中に終結し、残り45件は24年度に繰り越された（表1、表5）。

平成23年度に新たに受け付けた事件の件数（29件）は、20年度（12件）、21年度（24件）、22年度（27件）に引き続き、19年度から4年連続で増加を続けており、昭和62年度以来の高い水準となっている。特に、裁定事件の受付件数（24件）は、昭和47年の裁定制度導入以来最多となった平成22年度と同数となった。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件（昭和46年（調）第4号事件外616件）において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰藉料額等変更申請を処理している。

(1) 平成23年度に終結した主な事件

仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件

平成21年6月17日、仙台市から、石油会社を相手方（被申請人）として、申請人が所有する土地における土壌汚染及び地下水汚染は、被申請人が所有する隣接地の汚染の影響を受けたものであり、かつ、その汚染は当該隣接地において被申請人が行った事業活動等による、との原因裁定を求める申請があった。

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、8回の審問期日（1回の現地期日（東京の審問廷以外の、被害発生地その他適当な場所における期日をいう。以下同じ。）を含む。）を開催するとともに、平成21年10月15日、土壌汚染と地下水汚染に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査、参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成23年4月18日、本件申請を認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

(2) 係属中の主な事件

ア 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件

平成23年3月7日、長崎県島原市の食品製造会社から、畜産会社3社及び畜産事業者1人を相手方（被申請人）として、申請人が食品製造に使用している井戸から硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたのは、被申請人らが開設した養豚場等から排出されたし尿によるものである、との原因裁定を求める申請があった。

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、平成23年8月23日、養豚場から排出されるし尿と地下水汚染の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

イ 名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件

平成23年7月22日、愛知県名古屋市の住民4人から、名古屋市、道路公社1社及び鉄道会社3社を相手方（被申請人）として、申請人らの経営又は勤務するガソリンスタンドの近くで、被申請人らが管理等を行う市道と鉄道線路の鉄橋、高速道路高架のために、鉄道騒音等が増幅されることにより、申請人らは、列車が走行するたびに異常な騒音、振動に悩まされ、頭痛、めまい、睡眠障害などによる精神的苦痛を受けているとして、各申請人に対し損害賠償金500万円等の支払を求める責任裁定の申請があった。

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、平成24年1月20日、鉄道及び道路からの騒音、振動に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

ウ 加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定囑託事件

平成23年9月7日、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第42条の32第1項の規定に基づき、さいたま地方裁判所から、埼玉県加須市の住民1人（原告）が所有する土地の地盤沈下及び地上建物の柱・床・塀の傾斜、外壁・内壁・土間・塀等に亀裂が生じたのは、同市住民2人（被告ら）が、昭和52年頃以降において、原告所有地の境界線から110cmの地点に設置した井戸から地下水をくみ上げたことによるものであるかについて、原因裁定を求める囑託があった。

公害等調整委員会は、本囑託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成23年12月15日、地下水のくみ上げと地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

なお、この事件は、裁判所が当委員会の専門性や中立性を信頼し、平成16年8月4日に受け付けた「富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定囑託事件」（平成16年（ゲ）第3号事件）以来、約7年ぶりに、裁判所が因果関係についての当委員会の判断を求めてきた事件として、大きな意義を有するものと言える。

2 平成23年度の土地利用の調整の処理状況

(1) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

平成23年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された3件であり、うち2件が23年度中に終結し、1件が24年度に繰り越された（表1）。

(2) 土地収用法に基づく不服申立てに関する意見の申出等

平成23年度に公害等調整委員会に係属した事案は、前年度から繰り越された8件と23年度に新たに受け付けた14件の計22件である。このうち、16件が同年度中に処理（取下げ1件を含む。）され、残りの6件は24年度に繰り越された。なお、23年度に係属した22件は、全て土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく国土交通大臣に対する意見の申出となっている。

平成23年度に新たに受け付けた土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出は、処分の種類として、全て収用委員会の裁決を不服とするものであり、事業の種類別に見ると、道路関係が10件、区画整理関係、都市計画関係、鉄道関係及び空港関係が各1件となっている。

3 公害紛争の近年の特徴及び課題

(1) 近年の特徴

公害紛争の処理状況について、近年見られる主な特徴は、以下のとおりである。

ア 係属事件の特徴

近年係属した事件について、以下の特徴が見られる。

(7) 裁定事件の増加

平成23年度の裁定事件の受付件数は、昭和47年の裁定制度導入以来最多となった平成22年度と同数の24件となった。また、かつては、公害等調整委員会の各年度の受付件数の大半を調停事件が占めていたが、近年は裁定事件がその大半を占めている（表5）。

その要因の一つとして、後述のように、地方公共団体への制度の一層の周知等により、公害等調整委員会との連携が図られつつあることが挙げられる。市区町村等が行う公害苦情処理や、都道府県公害審査会（審査会を置かない都道府県にあっては、都道府県知事。以下「審査会等」という。）が行う、当事者の合意を前提とした手続である調停等では、公害紛争の解決が困難な場合に、公害等調整委員会が行う裁定制度の意義や内容について当事者に情報提供等がなされ、その活用が図られているものと考えられる。

また、公害の態様が多様化し、因果関係の解明が困難な事件が増加する中、事件や関連事案に関する調停・訴訟等が係属している途中で、又はその終結を経て、公害等調整委員会に持ち込まれる裁定事件も増加している。専門的な調査の実施を通じた因果関係の解明など、職権主義の要素を加味して集中的な審理を行う裁定制度への期待の表れと考えられる。

(イ) 小規模事件の増加

平成23年度は、被害が広範囲にわたるような大規模な事件のほか、前年度に引き続き、比較的小規模な事件が多く公害等調整委員会に係属する傾向が定着したことが特徴の一つとなっている。

近年、環境意識の高まりなどから、都市型・生活型の紛争が増加しており、小規模で相隣関係的な紛争も多く見られている。地方公共団体等への制度の周知等により、こうした相隣関係的な事件を含め、公害苦情処理による解決が困難な事件について、公害紛争処理制度の活用が図られていることが、小規模事件の増加の一因と考えられる。

(ウ) 公害紛争の多様化

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の範囲は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）に限られている。

一方、近年においては、低周波音に関する紛争、化学物質に関する紛争、廃棄物処理・処分に関する紛争など、主張される公害の態様が多様化しているが、そうした紛争についても、「典型7公害」に関する紛争と解することが可能な場合には制度の対象として広く取り上げるなど、社会のニーズに対応し、制度の柔軟な運用を図っている。

また、前述のとおり、比較的小規模な事件も多く係属する傾向にあることから、円滑な紛争解決のため、紛争の特性を踏まえた審理の進行を図るための取組を進めている。

イ 事件の具体的処理手続に見られる特徴

近年係属した事件の特徴を踏まえ、事件の具体的な処理手続においても、様々な改善や工夫などを行っており、以下の特徴が挙げられる。

(7) 事件の計画的な処理

公害紛争の迅速な処理に資するため、裁定事件に係る審理計画の作成、集中証拠調べの実施等により、引き続き事件の計画的な処理に努めた。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく、平成23年度公害等調整委員会事後評価実施計画において、22年度と同計画と同様に裁定事件の標準審理期間を設定した。具体的には、21年度以降に受け付けた裁定事件（大型事件又は特殊な事件を除く。）について、専門的な調査を要しない事件は1年6か月、専門的な調査を要する事件は2年とした。

なお、平成21年度以降に受け付け、23年度に終結（取下げを除く。）した裁定事件（11件）について、平均審理期間は約1年4か月であり、個別に見ても、専門的な調査を実施したため2年と8日を要した事件を除き、いずれも標準審理期間内に終結している。

(4) 専門的知見の活用

専門的な知見の活用や公害紛争処理機関自らが行う調査の実施は、民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特徴を成すものである。平成23年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の有識者である専門委員の任命（表2）や、騒音・低周波音の測定・分析、水質・土壌の調査など、加害行為と被害との因果関係の解明等のために必要な事件調査（表4）を活発に行った。

また、平成23年度は、21年度に大幅に増額した事件調査のための予算の確保に努め、適時適切な調査の定着を図った。

(7) 現地期日の開催

東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、現地期日の開催（表3）に努めている。

(エ) 本人申請への対応

近年の公害等調整委員会の係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行うものが多く見られる。当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得るように努め、円滑な紛争解決を図っている。

(2) 近年の課題

社会経済活動の変化に伴い、廃棄物に係る紛争や工事による騒音、大気汚染問題等に見られるような都市型・生活型の公害に係る紛争が増加するなど、公害の態様は多様化している。こうした中、平成22年度の地方公共団体における公害苦情の受付件数は依然80,095件に上る（表7）など、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図る公害紛争処理制度に対する社会的なニーズは、相当程度存在していると考えられる。

公害等調整委員会では、現地期日の開催、事件解決のための調査の充実、国民や地方公共団体その他の関係機関に対する制度の周知等に努めた結果、平成23年度における公害等調整委員会の公害紛争事件の受付件数が、19年度（6件）から4年連続で増加するなど、着実に効果が上がっている。しかしながら、公害紛争処理制度に対するニーズには更なる顕在化の

余地が大きいと考えられ、公害紛争の迅速かつ適正な解決に資するよう、今後とも、多様化・複雑化する公害紛争事件に着実に対応するとともに、制度の利用促進等の取組を継続していく必要がある。

こうした取組の一つとして、公害苦情処理を主に担当する市区町村、公害紛争処理を担当する審査会等及び公害等調整委員会との連携をより一層緊密化し、それぞれの機能分担を踏まえて、当事者にとって、適時適切な解決手段を提供していくことにより、公害苦情や公害紛争の迅速かつ適正な解決に、引き続き努めていく必要がある。

また、国民や地方公共団体その他の関係機関に対する制度の周知等により、近年、比較的小規模な事件が多く公害等調整委員会に係属する傾向が定着したことから、円滑な紛争解決のため、紛争の特性を踏まえた審理の進行を図るよう、引き続き留意していく必要がある。

表1 平成23年度に公害等調整委員会に係属した事件一覧

(公害紛争処理関係)

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
調 停 事 件	成田国際空港航空機騒音調停申請事件	H21. 7. 17	H23. 5. 11 調停打切り
	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件 (平成23年(調)第3号)	23. 9. 16	23. 11. 28 却下
	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件 (平成23年(調)第4号)	23. 10. 5	23. 11. 28 却下
	長野県における不法投棄に係る廃棄物処理調停申請事件	24. 1. 17	24. 3. 5 却下
	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件 (平成24年(調)第3号)	24. 3. 14	24. 3. 26 却下
	大津市における汚染土壌の処理による水質汚濁被害調停申請事件	24. 3. 29	
裁 定 事 件	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件(2件)	18. 7. 24 20. 9. 29	
	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	18. 8. 17	23. 9. 15 調停成立
	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	20. 9. 12	
	東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	20. 9. 30	
	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	21. 6. 17	23. 4. 18 認容
	深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	21. 7. 3	
	播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	21. 7. 22	23. 4. 27 棄却
	熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件(2件)	21. 9. 18 21. 10. 8	
	横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 11. 16	
	入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	21. 11. 20	23. 11. 28 棄却
高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件	21. 12. 10	23. 6. 10 申請取下げ	

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件	H21. 12. 24	H23. 6. 27 棄却
	神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	22. 4. 5	
	福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件（2件）	22. 4. 28 22. 10. 25	23. 5. 12 一部却下 一部棄却
	島根県吉賀町におけるトンネル工事によるヒ素汚染漁業被害原因裁定申請事件	22. 5. 17	23. 5. 26 申請取下げ
	文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	22. 5. 27	
	宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件	22. 6. 2	24. 3. 27 棄却
	宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 6. 29	
	文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	22. 7. 23	23. 12. 20 一部認容
	葛飾区におけるマンション工事による振動被害等責任裁定申請事件	22. 7. 23	23. 9. 26 棄却
	中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 8. 20	
	葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22. 9. 9	
	小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	22. 10. 7	
	川口市における住宅工事に伴う大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	22. 11. 8	23. 11. 21 調停成立
	多摩市における道路交通振動による財産被害等原因裁定申請事件	22. 11. 12	23. 4. 22 申請取下げ
	鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22. 12. 2	
	松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件	22. 12. 6	
焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	22. 12. 27		
宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	23. 2. 4		

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	H23. 2. 21	
	寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件（2件）	23. 3. 1 24. 1. 25	
	中央区における飲食店からの騒音被害原因裁定申請事件	23. 3. 2	H23. 9. 26 調停成立
	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	23. 3. 7	
	芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	23. 3. 10	
	吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	23. 4. 21	
	羽生市における医療廃棄物による土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	23. 4. 22	24. 1. 30 申請取下げ
	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	23. 6. 16	
	伊勢崎市における道路振動等による財産被害責任裁定申請事件	23. 6. 17	23. 9. 14 申請取下げ
	原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害責任裁定申請事件	23. 6. 21	
	原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害原因裁定申請事件	23. 6. 21	
	港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定申請事件	23. 7. 14	
	八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定申請事件	23. 7. 22	
	名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 7. 22	
	加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定囑託事件	23. 9. 7	
	富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	23. 9. 20	
	茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件	23. 9. 29	
	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	23. 11. 29	

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	栃木県野木町における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	H23. 11. 30	
	岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件	23. 12. 8	
	福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	23. 12. 20	
	甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	23. 12. 27	
	沼津市における工場からの騒音・振動被害原因裁定申請事件	23. 12. 27	
	安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 1. 23	
	刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件	24. 2. 1	
	大田区におけるビル解体工事による騒音被害等責任裁定申請事件	24. 2. 15	
	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	24. 3. 7	
	神栖市におけるビル解体工事等による振動被害原因裁定申請事件	24. 3. 8	
	合 計	67件 (29件)	22件 (6件)

(鉱業等に係る土地利用の調整関係)

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定事件	青森県下北郡東通村地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	H22. 4. 20	H23. 5. 12 棄却
	熊本県天草市有明町大浦地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	22. 9. 2	23. 6. 30 棄却
	栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	22. 12. 16	
合 計		3 件	2 件

- (注) 1 「合計」の()内の数字は、平成23年度中に受け付けた事件数で、内数である。
 2 公害紛争処理関係事件には、このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰藉料額等変更申請が7件係属した。
 3 このほか、鉱業等に係る土地利用の調整関係事件で、土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出が22件係属した。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表2 平成23年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の専門委員の任命状況

	事 件 名	専 門 委員数	専 門 分 野 等
事調 件停	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	1人	医学（神経内科）
裁 定 事 件	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	5人	医学（神経内科）
			医学（神経内科）
			医学（内科）
			医学（小児神経・神経病理）
			環境生態工学、衛生工学、化学工学等
	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	2人	騒音・低周波音の研究
			振動・騒音・低周波音の研究
	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1人	有害化学物質、水環境
	東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	1人	化学物質のリスク管理等
	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	1人	化学物質管理、土壌汚染
	深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
	播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	1人	藻類生理生態学、生態学、環境科学、水産学一般
	熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1人	化学物質管理
	横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
	入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
	高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件	1人	騒音対策、騒音の心理評価
	神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	1人	建築構造学、構・工法の研究開発
	文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	1人	木造建造物の構造性能・耐震性能、伝統的木造建築物の耐震性能
	宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件	1人	植物栄養生化学、土壌学
	文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	騒音・低周波音の研究	
葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音の研究	
鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音の研究	
宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1人	サンゴ礁島嶼生態系に関する生態学	

	事 件 名	専 門 委員数	専門分野等
裁 定 事 件	千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	1人	応用音響工学
	寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	3人	環境化学、環境工学、廃棄物工学
			大気拡散、大気環境アセスメント技術
			環境医学、環境保健学、環境リスク学
	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1人	水環境学、対河水汚染
	芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
	名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	1人	環境振動、騒音・低周波音、建築音響
	加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定嘱託事件	1人	地盤沈下、地下水
富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	騒音対策、騒音の心理評価	
茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件	1人	騒音・低周波音の研究	

(注) 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件の専門委員1人は、死亡により、平成21年11月1日付けで解任された。

(資料) 公害等調整委員会事務局

第2章 公害紛争処理制度の利用の促進等のための取組

1 平成23年度の主な取組

(1) 現地期日の開催

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国に公害等調整委員会、都道府県に審査会等が設置されている。

公害等調整委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあっせん、調停及び仲裁（公害紛争処理法第24条第1項）を管轄するとともに、専属で裁定（公害紛争処理法第42条の12、第42条の27）を行うこととされている。

審問期日等は、原則として、東京に所在する公害等調整委員会の審問廷において行うこととしているが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきた。

具体的には、平成21年度に、現地期日を開催するための予算措置を講ずるとともに、公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）を改正し、開催の要件を緩和するなど環境整備を行った。

平成23年度における開催状況（計7回）は、以下のとおりとなっている。

表3 平成23年度における現地期日の開催状況

開催年月	場所	事件名	備考
平成23年9月	大阪府 大阪市	吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	第1回審問期日
平成23年12月	静岡県 藤枝市	焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	第1回審問期日
平成23年12月	福岡県 福岡市	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	第8回審問期日
平成24年2月	宮崎県 宮崎市	宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件	第2回審問期日
平成24年3月	愛知県 名古屋市	名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	第1回審問期日
平成24年3月	大阪府 大阪市	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	第1回審問期日
平成24年3月	長崎県 大村市	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	第1回審問期日

（資料）公害等調整委員会事務局

(2) 事件調査の充実

公害紛争処理制度は、裁判所における司法的解決（民事裁判）では、①被害者にとって、加害行為と被害との因果関係の立証が困難な場合が多いこと、②訴訟に多額の費用を要すること、③手続が厳格なために、判決の確定による最終的な解決までに相当の年月を要すること等により、被害者救済のためには必ずしも十分とは言えず、公害紛争の迅速かつ適正な解決には限界があったこと等を踏まえ、整備が図られた制度である。このため、例えば公害等調整委員会が行う裁定の手続の中では、裁定委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は公害等調整委員会の事務局の職員をしてこれを行わせることができるとされている（公害紛争処理法第42条の18）。

近年、土壌汚染問題、化学物質問題や低周波音問題に係る紛争等、因果関係の解明が困難な紛争が増加しており、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るためには、公害等調整委員会が事実の調査等を行うことにより、加害行為と被害との因果関係等を明らかにすることが有効となる場合がある。

公害等調整委員会では、紛争解決に必要な調査を迅速かつ適切に実施するため、事件調査のための予算を大幅に増額した平成21年度から引き続き、23年度も予算の確保に努めるとともに以下のとおり必要な事件調査を実施したところであり、今後とも、適時適切な調査を一層充実させ、迅速かつ適正な事件の処理に努めていくこととしている。

表4 平成23年度における主な事件調査の実施状況

事件名	実施年月	備考
不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件 (慰謝料額等変更申請を含む。)	平成23年4月 平成23年10月 平成23年11月 平成24年3月	現地調査 現地調査 現地調査 現地調査
深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	平成23年10月	委託調査
横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	平成23年6月	委託調査
文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	平成23年9月	委託調査
文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	平成23年5月	現地調査
中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	平成23年4月	委託調査
葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	平成23年7月	委託調査
小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	平成23年10月	委託調査
鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	平成23年11月	委託調査
焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	平成23年12月	現地調査
宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	平成23年7月	委託調査

事件名	実施年月	備考
島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	平成24年1月 平成24年3月	委託調査 現地調査
名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	平成24年3月	現地調査

(注) 1 この表において、「現地調査」とは、裁定（調停）委員長又は裁定（調停）委員が被害発生地等に出向いて行う調査を、「委託調査」とは、予算（調査費）を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。

2 「実施年月」欄は、「現地調査」については被害発生地等を往訪した年月を、「委託調査」については当該調査に係る契約の年月を記載している。

(資料) 公害等調整委員会事務局

(3) 国際的な取組

ア 韓国の中央環境紛争調整委員会との交流

平成23年7月、韓国において開催された、韓国環境部環境紛争調整委員会創立20周年記念シンポジウムに公害等調整委員会委員長等が出席した。シンポジウムでは、韓国・米国・日本・その他アジア諸国における公害紛争処理制度及びその処理事例の講演と、講演への質疑を素材としたパネルディスカッションが行われた。

イ ベトナムにおけるJICAワークショップ等

平成23年9月、ベトナムにおける公害紛争処理に関するワークショップ（国際協力機構（JICA）主催）に職員を派遣した。また、ワークショップでの交流を契機として、平成24年3月、ベトナム天然資源戦略政策研究所より職員が来日し、日本の公害紛争処理制度についての研修を行った。

(4) 広報活動への取組

公害等調整委員会では、従来から各種の広報媒体を活用し、公害紛争処理制度の一層の周知を図るとともに、公害等調整委員会が行っている活動等について広く紹介するための広報を実施しているが、平成23年度においては、更に次のような広報を実施した。

ア 広報誌「総務省」、総務省業務案内パンフレット

「広報誌『総務省』」平成23年6月号の「ニッポンの今を知る」コーナーにおいて、公害紛争処理制度に関する記事を掲載し、公害紛争処理の仕組みやその流れについて紹介した。また、平成23年6月には、総務省業務案内パンフレットに「公害等調整委員会」の紹介を掲載した。

イ 機関誌「ちょうせい」

公害等調整委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する「ちょうせい」を平成23年5月、8月、11月及び平成24年2月の計4回作成し、ホームページへ掲載するとともに、各都道府県の担当者等にメールで周知した。

ウ 公害苦情処理を担う市役所等への広報活動

東京23区を始め、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の人口10万人以上の市区役所87か所を訪問し、公害紛争処理制度の紹介や意見交換等を行った。

また、従来より市区町村等が自ら行っている研修会に講師を派遣しており、平成23年度は2か所で公害紛争処理制度等の講演を行った。

エ 政府広報を活用した広報

政府インターネットテレビ「徳光&木佐の知りたいニッポン！」において、「騒音や悪臭などでお困りの方へ 公害紛争処理制度」を配信した。また、視覚障害者向け音声広報CD「明日への声」に「公害紛争処理制度をご存知ですか」を収録したほか、政府広報オンラインに「お役立ち記事」を掲載した。

オ その他

公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、公害等調整委員会に対し原因裁定を囑託することができる（公害紛争処理法第42条の32）旨の認知拡大を図ることや、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理に円滑に対応できるようにする上で、法曹界の協力が重要であるとの認識に立ち、日本弁護士連合会、各都道府県の弁護士会、法テラス、司法修習生等と情報・意見交換を行った。

2 都道府県公害審査会等との連携

審査会等においては、その管轄に属する公害紛争事件を処理しており、平成23年度は、新たに36件を受け付け、34件を終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表6）。

公害等調整委員会は、公害紛争処理制度の円滑な運営のため、審査会等との相互の情報・意見交換等に努めて、公害紛争の迅速かつ適正な処理を図っている。また、地方公共団体における公害苦情の適切な処理を促進するため、公害苦情相談件数、苦情処理の実態等を把握するための調査を実施するとともに、地方公共団体に対する情報・資料提供に努めている。

特に、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るためには、公害等調整委員会と審査会等との連携が必要であるが、近年の公害紛争の態様の変化に対応するため、公害等調整委員会は、公害問題についての不断の調査研究を行い、多数の公害紛争事例を分析・検討して、審査会等との各種会議を開催し、情報・資料の提供を行っている。公害等調整委員会と審査会等が、公害紛争処理に関する共通の問題について、積極的に情報・意見を交換し、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の一層の活性化を図るために、欠かすことのできない活動である。

公害紛争の処理は、事件の管轄に応じて公害等調整委員会及び審査会等により分掌されており、審査会等は公害等調整委員会が管轄する紛争以外の紛争に係るあつせん、調停及び仲裁について管轄することとされている（公害紛争処理法第24条第2項）。

このため、紛争処理に当たって以下の手続が相当とされる事案については、公害等調整委員会と審査会等が相互に連絡・協議等を行うことにより、円滑な処理を図っている。

(1) 移送

公害等調整委員会又は審査会等は、その管轄に属さない事件については処理することができないため、このような事件は管轄を有する審査会等又は公害等調整委員会に移送されなければならないこととされている（公害紛争処理法第25条）。移送に当たっては、移送先の機関へ当事者が提出した全ての文書、物件等を送付することとされており、当事者は再度手続をやり直す必要はない。

(2) 引継ぎ

管轄の規定に対する例外として、調停に係る事件について、相当と認める理由がある場合には、当事者の同意を得、引き継ごうとする先の機関と協議した上で、審査会等若しくは都道府県連合公害審査会から公害等調整委員会へ、又は公害等調整委員会から審査会等へ、それぞれ、事件を引き継ぐことができるとされている（公害紛争処理法第38条）。引継ぎを相当と認める理由については、当該事件を解決するためにはどの機関で処理することが最も適当であるかという視点から、それぞれの事件の実情に即して総合的に判断した上で、審査会等との協議等の手続を円滑に行うことにより、紛争の迅速かつ適正な処理を図っている。

これまでに公害等調整委員会は、長野県から引き継いだスパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件（昭和62年（調）第17号事件外2件）など9件の事件を引き継ぎ、処理してきた。このスパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件について、公害等調整委員会が引き継ぐことが相当であると認められた理由は、申請人側は、スパイクタイヤ粉じんが健康等に重大な影響があるとして、当初、長野県内でのスパイクタイヤの販売停止のみを求めていたが、その後、この事件の解決にはスパイクタイヤの製造そのものを中止すべきであるとの意見が出され、検討の結果、スパイクタイヤの製造・販売停止という問題は全国的、広域的見地から解決する必要があるということであった。

本件は、公害等調整委員会によって引き継がれた後、4回の調停期日の開催などの手続を経て、昭和63年6月2日の第5回調停期日において調停が成立し、終結に至った。また、この調停成立後の8月に、環境庁長官によってスパイクタイヤの使用禁止を法制化する方針が明らかにされ、その検討が進められた結果、平成2年6月、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）が成立した。また、平成元年には、長野県、北海道それぞれの弁護士等から、スパイクタイヤの使用等の全面禁止を求める調停申請が計2件なされたが、いずれもそれぞれの管轄の審査会等に移送され、その後、平成3年4月1日のスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第7条（スパイクタイヤの使用禁止規定）の施行の直前に申請が取り下げられ、スパイクタイヤに関する紛争は終結した。このように新たな法律の制定という形で施策への反映がなされたということからも、引継ぎによって公害等調整委員会が本件を処理した意義は大きかったと言える。

(3) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

公害等調整委員会に係属する事件には、審査会等に調停事件として係属した又は現在係属している事件に関して、公害等調整委員会に裁定申請がされたものも見られる。これらの中には、審査会等に調停事件として係属し、終結（調停打ち切り又は調停申請取下げ）した後に、公害等調整委員会に責任裁定申請がされたものや、審査会等に調停事件として係属し、手続を進めていく中で、不法行為責任その他の民事上の責任の成立要件の一つである加害行為と被害との因果関係の有無が主な争点で、その解明が困難なことから、積極的な専門的知見の活用などにより、因果関係の存否の事実に限って集中的かつ能率的に審理を行い判断するという原因裁定制度を利用することとして、原因裁定の申請がされたものがある。

このような事件について、公害等調整委員会は、裁定申請の受理に関し、当該事件に係属した又は現に係属している審査会等から意見を聴くこととしている（公害紛争処理法第42条の12第3項、第42条の27第2項）。これは、当該事件について、当該審査会等が最も実情に通じており、裁定を行うのが妥当かどうかについて、的確な意見を述べることができることから、事前にその意見を徴することとしたものである。また、その後の手続においても、審査会等との連携によって得られた情報等を基に、調停手続の中で解決ないし解明できなかった点を主要な論点として手続を進めることが可能となる。このようにして、公害等調整委員会と審査会等との連携を通じて、公害紛争処理制度の一体的な運用及び公害紛争の円滑な処理を図っている。

公害等調整委員会では、1(1)のとおり、現地期日の開催の取組を進めていくこととしており、審査会等の調停事件に係る事件が公害等調整委員会に係属した場合にも同様に、相当と認める場合には現地での期日を開催するなど、当事者の負担軽減を図り、それぞれの地域における公害紛争の迅速かつ適正な解決に資するよう、取組を進めていくこととしている。

以下、平成23年度に公害等調整委員会に係属した事件のうち、審査会等に一度係属した後に当委員会に裁定申請されたものについて概説する。

ア 上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

（平成18年（七）第3号事件・平成22年（調）第1号事件）

本件は、平成18年8月17日、埼玉県上尾市の住民2人（申請人）が理・美容院経営会社（被申請人）に対し、被申請人社屋等に設置されたエアコンの室外機等から生じる騒音及び低周波音並びに被申請人従業員らの話し声や車のエンジン音などにより、強い不快感や

不眠症に悩まされるなど、日常生活に多大な支障を被っているとして、その健康被害等に関して賠償を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に埼玉県公害審査会に調停の申請がされ、1年以上かけて8回の調停期日が重ねられたものの、双方の主張の隔たりが大きかったため合意が成立する見込みがないものとして、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、埼玉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、平成18年11月6日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、現地調査、騒音・低周波音の測定調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成22年1月8日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成22年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。平成23年9月15日、第3回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本件は終結した。

イ 高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第14号事件)

本件は、平成21年12月10日、群馬県高崎市の住民2人(申請人)が、近隣に住む住民、住宅の施工会社及び給湯器製造会社(被申請人)に対し、申請人らが受けている不眠・吐き気・めまい・頭痛等の健康被害は、被申請人住民が給湯器を稼働させ続ける行為、同施工会社及び同給湯器製造会社らが給湯器の設置場所・運転に関する適切な対策を行わなかった不作為に起因するものである、との原因裁定を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に群馬県公害審査会に調停の申請がされ、1回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないものとして、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、群馬県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審問期日を開催するとともに、平成22年11月15日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めたが、平成23年6月10日、申請人らから都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本件は終結した。

ウ 島根県吉賀町におけるトンネル工事によるヒ素汚染漁業被害原因裁定申請事件

(平成22年(ゲ)第2号事件)

本件は、平成22年5月17日、島根県高津川流域の漁業協同組合(申請人)が島根県(被申請人)に対し、吉賀町高津川水系福川支流に生息する水棲動植物が減少し、また、申請人が増殖事業で放流しているヤマメ等の減少、他の支流(河川)への逃避現象が生じたのは、被申請人が施工したトンネル工事で発生した土砂や湧水にヒ素が含まれていることによるものである、との原因裁定を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定

申請がされる以前に島根県知事に調停の申請がされ、5回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないものとして、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、島根県知事に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めたが、平成23年5月26日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本件は終了した。

エ 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第1号事件)

本件は、平成23年2月4日、沖縄県宮古島市の住民1人とエコツアー企画運営会社1社(申請人)から、宮古島市(被申請人)に対し、被申請人が実施した海中公園の建設工事に伴い、周辺海域において申請人らが保全活動を行っているサンゴがへい死したところ、申請人が、工事を監視するために水中調査を行うなど、経済的、精神的、健康的負担を強いられ、申請人会社が、企画したエコツアーの中止を余儀なくされたのは、被申請人が工事関連法令を遵守しなかったこと等のため工事現場から赤土等を流出させた水質汚濁によるものである、との原因裁定を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に沖縄県公害審査会に調停の申請がされ、係属していた事件であるが、上記調停で、水質汚濁防止膜の適正な設置と維持管理、赤土等の流出防止措置等を求めるとともに、本件工事と被害との因果関係を明らかにするために、公害等調整委員会に原因裁定の申請に及んだものである。なお、本調停事件は、4回の調停期日の開催手続等が進められ、調停が成立している。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、沖縄県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、平成23年7月15日、サンゴの被害状況の把握及び工事の影響の判断等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査、サンゴ類生息状況等調査を実施するなど、手続を進めている。

オ 高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第5号事件)

本件は、平成23年6月16日、大阪府高槻市の住民2人(申請人)から、不動産会社1社及び賃貸住宅所有者1人(被申請人)に対し、申請人らが両側感音難聴を発症したほか、不眠症、長期間の睡眠妨害による精神的・肉体的苦痛を受けたのは、被申請人らの管理・所有する賃貸住宅に設置されたエアコン室外機から発生する騒音及び低周波音によるものである、との原因裁定を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に大阪府公害審査会に調停の申請がされ、現在も係属している事件である。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、大阪府公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、平成23年11月28日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現

地調査を実施するなど、手続を進めている。

カ 伊勢崎市における道路振動等による財産被害責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第5号事件)

本件は、平成23年6月17日、群馬県伊勢崎市の住民1人(申請人)から、伊勢崎市(被申請人)に対し、被申請人の管理する道路から発生する振動等によって、申請人宅の塀や擁壁に亀裂が生じたなどとして、損害賠償金162万488円の支払を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に群馬県公害審査会に調停の申請がなされていた事件である。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、群馬県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設けたが、平成23年9月14日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、本件は終了した。なお、群馬県公害審査会に係属していた調停事件についても、平成23年11月2日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本調停事件は終了した。

キ 甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第13号事件)

本件は、平成23年12月27日、山梨県甲州市の住民1人(申請人)が清涼飲料水製造会社(被申請人)に対し、申請人宅に隣接するミネラルウォーター製造工場から発生する騒音・低周波音により、頭痛、耳鳴り等の健康被害を受けており、また、これにより勤務先を相当日数欠勤せざるを得なかったとして、損害賠償金21万5,270円の支払を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請がされる以前に山梨県知事に調停の申請がされ、2回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないものとして、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、山梨県知事に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

ク 刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件

(平成24年(セ)第1号事件)

本件は、平成24年2月1日、ガソリンスタンド等を営む会社1社と愛知県日進市の住民1人(申請人)が廃棄物処理業者(被申請人)に対し、申請人会社の隣地にある被申請人の工場の操業に伴う、リフトやユンボなどによる作業で発生する振動・騒音により、申請人会社の倉庫の壁等に亀裂が入った外、申請人個人が受忍限度を超える振動・騒音のため精神的苦痛を受けているとして、損害賠償金合計1,779万5,757円等の支払を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請がされる以前に愛知県公害審査会に調停の申請がされ、3回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないものとして、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、愛知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

(4) 会議・講演の開催

公害等調整委員会では、審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（平成23年度は、6月9日及び10日に第41回協議会を開催）、多様な視点から見た公害紛争処理制度に関する講演や他国の公害紛争処理制度の紹介等、公害紛争に関する情報・意見の交換等を行うことにより、職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図っている。

また、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し、各都道府県における公害紛争の動向等の情報・意見の交換等を行うことにより、公害紛争処理事務の円滑な実施を促進している。平成23年度は、10月下旬から11月中旬にかけて、第42回会議を開催し、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等について情報・意見の交換を行っている。

さらに、全国の人口10万人以上の市区の公害苦情相談担当職員を対象に、平成23年10月下旬から11月中旬にかけて、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報提供を行っている。

なお、福島県で開催する予定であった公害紛争処理関係ブロック会議（北海道・東北ブロック）及び福島市で開催する予定であった公害苦情相談員等ブロック会議（北海道・東北ブロック）については、東日本大震災の影響を考慮して、開催を中止した。

(5) その他

個々の事件の具体的な処理経過、問題点等について整理・分析し、その情報を共有することは、類似の事件を処理する上で参考となり、公害紛争の動向を知る上でも不可欠である。このため、公害等調整委員会では、審査会等から公害紛争事件の受付及び処理状況の報告を受け、公害等調整委員会における事件の処理状況と合わせて整理及び分析を行い、これらの事件の具体的な処理経過などを審査会等に対して情報提供している。同時に、公害等調整委員会における事件の受付、終結等に関する情報については、本年次報告やウェブサイト（<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>）による提供も行っている。

審査会等に係属した事件については、年2回「公害紛争処理情報」として取りまとめ、審査会等の事務局に配布している。これにより、審査会等は、公害等調整委員会に係属した事案のみならず、他の審査会等に係属した事件についても業務の参考とすることができる。また、公害苦情相談についても、年1回、全国の都道府県及び市区町村の事例を収集した「公害苦情処理事例集」を取りまとめ、各都道府県や市区町村に配布している。

さらに、公害紛争処理制度とその運用に関する「よくあるご質問」のウェブサイト掲載や審査会等における事件処理の進め方等に関する相談への対応によって、審査会等における公害紛争の円滑な処理を支援している。

また、公害等調整委員会には、電話や電子メールなどにより、国民から公害紛争処理制度についての問い合わせ等も多数寄せられる。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や審査会等の調停、公害等調整委員会の裁定等の公害紛争処理手続を中心に、問題の解決のために最も適切と考えられる方法を相談者に紹介する一方、紹介先の機関とも連携を図ることにより、公害問題の円滑な解決に努めている。

表5 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あつせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成																			
元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
計	3	3		713	712		1	1		161 (61)	117 (39)		5	5		883	838		

- (注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には、分離事件が2件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰藉料額等変更申請が平成23年度までに553件係属した。

(資料) 公害等調整委員会事務局

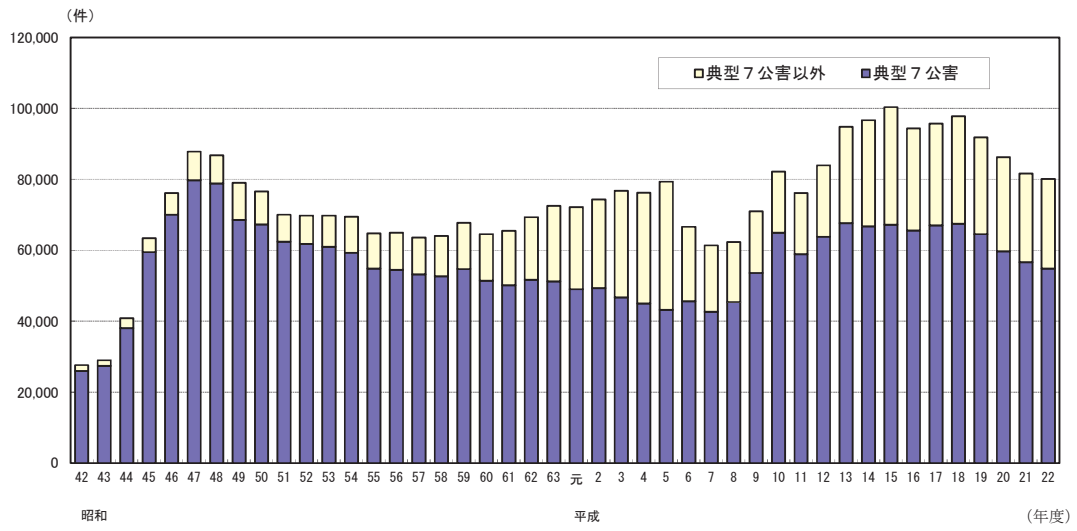
表6 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度末 係属件数
	合計	あっ せん	調停	仲裁	義務履 行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
計	1,313	36	1,259	4	14	1,278	545	557	147	29	

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。
 (資料) 公害等調整委員会事務局

図1 公害苦情受付件数の推移



(注) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

(資料) 「平成22年度公害苦情調査」(公害等調整委員会事務局)

表7 公害苦情受付件数の推移

年 度	公害苦情受付件数	対前年度増減数	対前年度増減率 (%)	公害苦情指数 (昭和45年度=100)
昭和42年度	27,588	7,086	34.6	43.5
43	28,970	1,382	5.0	45.7
44	40,854	11,884	41.0	64.4
45	63,433	22,579	55.3	100.0
46	76,106	12,673	20.0	120.0
47	87,764	11,658	15.3	138.4
48	86,777	-987	-1.1	136.8
49	79,015	-7,762	-8.9	124.6
50	76,531	-2,484	-3.1	120.6
51	70,033	-6,498	-8.5	110.4
52	69,729	-304	-0.4	109.9
53	69,730	1	0.0	109.9
54	69,421	-309	-0.4	109.4
55	64,690	-4,731	-6.8	102.0
56	64,883	193	0.3	102.3
57	63,559	-1,324	-2.0	100.2
58	63,976	417	0.7	100.9
59	67,754	3,778	5.9	106.8
60	64,550	-3,204	-4.7	101.8
61	65,467	917	1.4	103.2
62	69,313	3,846	5.9	109.3
63	72,565	3,252	4.7	114.4
平成元年度	72,159	-406	-0.6	113.8
2	74,294	2,135	3.0	117.1
3	76,713	2,419	3.3	120.9
4	76,186	-527	-0.7	120.1
5	79,317	3,131	4.1	125.0
6	66,556	-12,761	-16.1	104.9
7	61,364	-5,192	-7.8	96.7
8	62,315	951	1.5	98.2
9	70,975	8,660	13.9	111.9
10	82,138	11,163	15.7	129.5
11	76,080	-6,058	-7.4	119.9
12	83,881	7,801	10.3	132.2
13	94,767	10,886	13.0	149.4
14	96,613	1,846	1.9	152.3
15	100,323	3,710	3.8	158.2
16	94,321	-6,002	-6.0	148.7
17	95,655	1,334	1.4	150.8
18	97,713	2,058	2.2	154.0
19	91,770	-5,943	-6.1	144.7
20	86,236	-5,534	-6.0	135.9
21	81,632	-4,604	-5.3	128.7
22	80,095	-1,537	-1.9	126.3

(注) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

(資料) 「平成22年度公害苦情調査」(公害等調整委員会事務局)